

1. 東京 2020 大会の正式名称
2. 東京 2020 大会の目的

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）
東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京 2020 大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、2015 年 2 月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京 2020 大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3 つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～

東京都は、2016 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で 3 つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京 2020 大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京 2020 大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020 年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

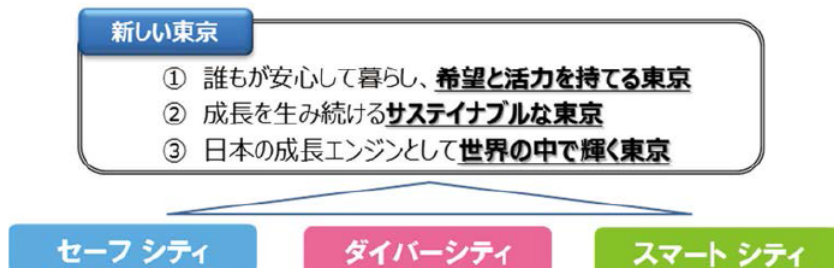


図 1.1-1 「2020年に向けた実行プラン」における3つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

組織委員会は、東京2020大会のオリンピック競技大会を当初は2020年7月24日から8月9日まで開催し、また、パラリンピック競技大会を8月25日から9月6日まで開催する予定としていたが、オリンピック競技大会を2021年7月23日から8月8日まで、パラリンピック競技大会は2021年8月24日から9月5日までとする新開催日程を発表した。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京 2020 大会の環境配慮

組織委員会は、「東京 2020 大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京 2020 大会は、単に 2021 年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2021 年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京 2020 アクション&レガシープラン 2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	ICTの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017年1月）」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の5つとしている。

2018年6月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義としてSDGsへの貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は表3.2-3に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響 ・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献 ・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の5つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGsの目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である4つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格であるISO20121の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

4. 選手村の計画の目的及び内容

4.1 目的

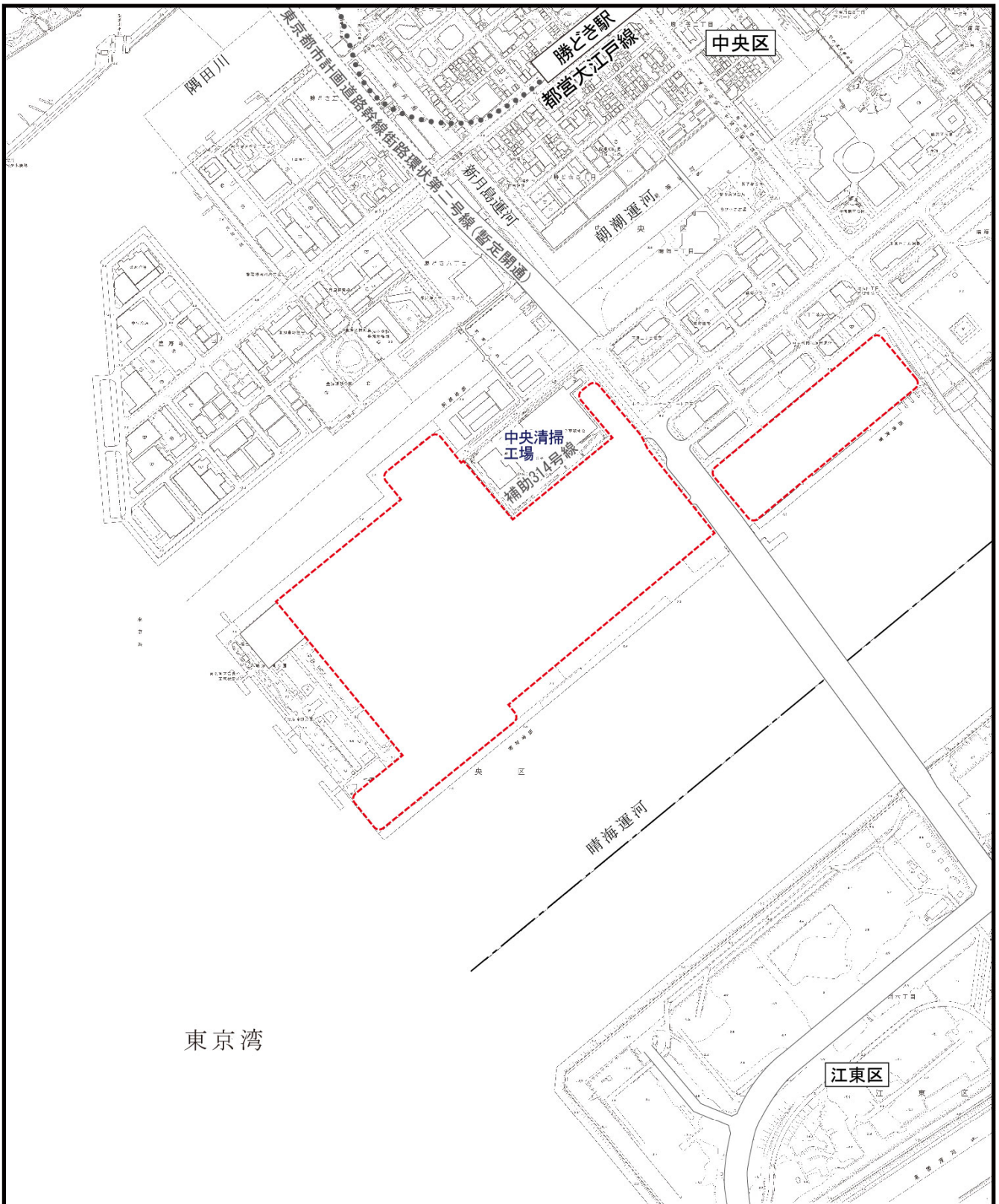
東京2020大会の選手村は、選手の宿泊施設等のほか仮設施設を整備するものである。

4.2 内容


4.2.1 位置

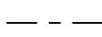
東京2020大会の選手村の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり中央区晴海四丁目及び五丁目地内にあり、東京都市計画道路幹線街路環状第二号線や都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）等に面している。

4. 選手村の計画の目的及び内容



凡 例

 (仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地
再開発事業計画地及び仮設整備エリアの範囲

 区界



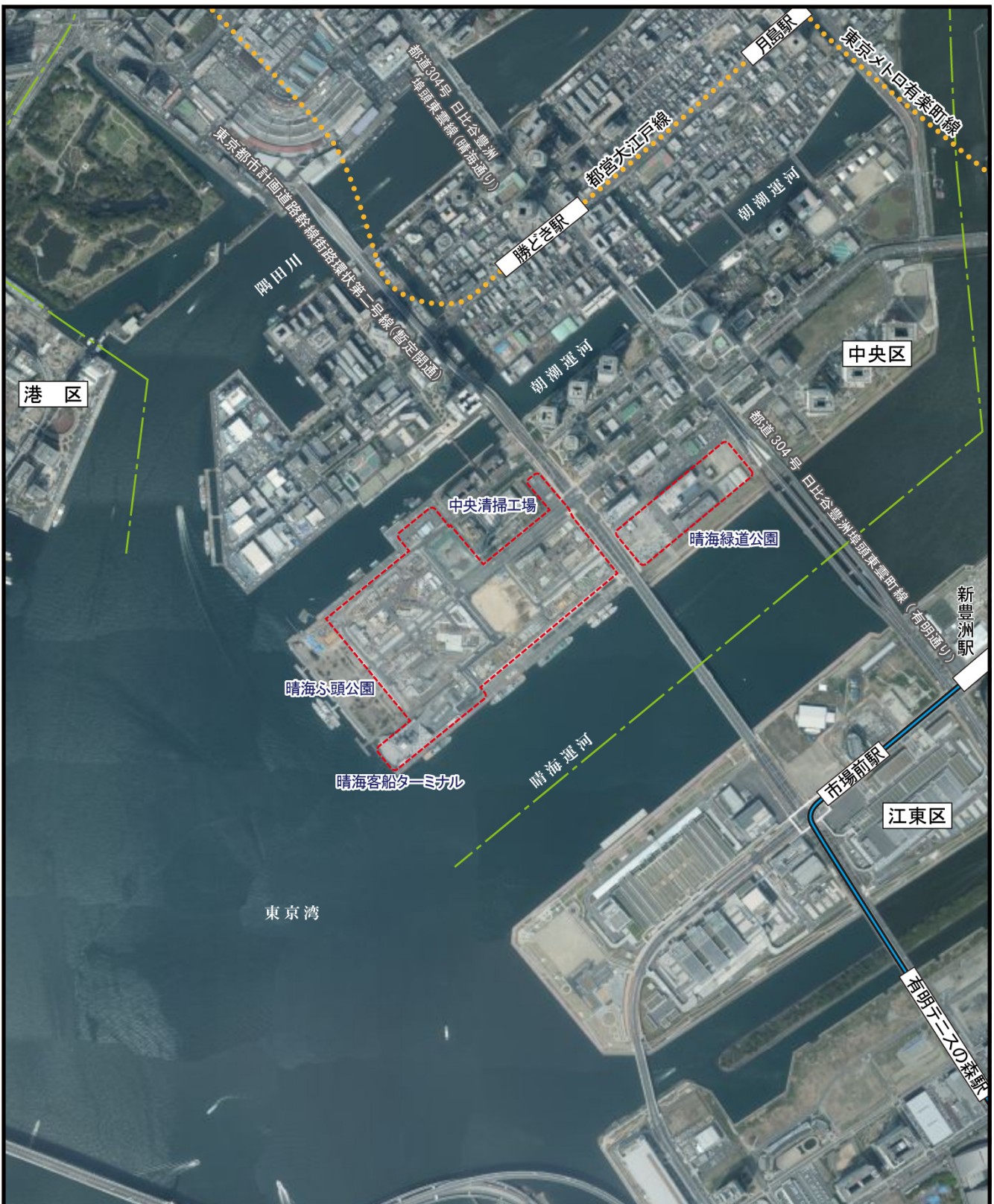
Scale 1:10,000

0 100 200 400m



図 4.2-1 計画地位置

4. 選手村の計画の目的及び内容



凡例

- (仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業計画地及び仮設整備エリアの範囲
- 区界
- ゆりかもめ(東京臨海新交通臨海線)
- 地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真4.2-1 計画地周辺の航空写真

4.3 選手村の計画の策定に至った経緯

選手村が位置する晴海は、東京駅周辺や銀座等の都心と豊洲や有明等の臨海副都心を結ぶ地域に位置しており、築地、月島、勝どき、晴海、豊洲、有明一带の東京臨海地域は、首都東京の玄関口として産業、環境、景観上重要な位置にあり、利便性を有したエリアである。

2013年9月に東京2020大会の開催が決定し、晴海地区には同大会の選手村として宿泊施設等が整備されることとなった。

5. 計画の変更

5.1 計画の変更理由及び内容

選手村では、(仮称)晴海五丁目西地区市街地再開発事業(以下「市街地再開発事業」という。)として整備する住宅棟(板状)を一時使用する計画の宿泊施設について、東京都環境影響評価条例の対象とならない環境影響要因や環境影響評価項目を対象に、2015年3月26日に評価書案を、同年12月21日に評価書、2016年4月26日にフォローアップ計画書、2018年4月5日にフォローアップ報告書(大会開催前その1)をそれぞれ公表した。これらの評価書等では、選手村整備に係る計画のうちの仮設施設(内装工事含む)については、諸元が具体化されていなかったため、環境影響評価の対象とはせず、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討することとしていた。また、選手村の緑化計画についても未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設施設による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行うこととしていた。

5.1.1 仮設施設に係る変更理由及び内容(2018年12月25日の評価委員会での報告事項)

設計の進捗に伴い、仮設施設の諸元が具体化されたことから、基本計画(仮設施設の配置計画等)及び施工計画(仮設施設の工事工程等)を更新した。

5.1.1.1 基本計画の更新内容

選手村整備のうち、市街地再開発事業の施行地区内の道路や下水道等のインフラを整備する基盤整備工事は、東京都が整備を進めている。また、市街地再開発事業のうち、住宅棟(板状)、住宅棟(超高層タワー)及び商業棟については、特定建築者制度¹を活用して、民間事業者が建築主体となり建物の整備を進めている。

宿泊棟等の大会時内装を整備するための大会時関連工事²及びその他の大会用仮設施設等工事³(以下「大会時関連工事等」という。)については、組織委員会が整備を進めている。

選手村の実施段階環境アセスメントでは、表5.1-1に示す各施設のうち、市街地再開発事業として整備する住宅棟(板状)及び商業棟について、環境影響評価の対象としていたが、大会時関連工事等については具体的な計画が未定であるため、環境影響評価の対象としていなかった。

設計の進捗に伴い、大会時関連工事等として整備する施設についても配置計画等が具体化された。大会時の仮設施設の配置図は、図5.1-1に示すとおりである。

表5.1-1 選手村の施設の概要

施設名	整備内容
宿泊棟 ^{注1)} (大会後、住宅棟(板状)として整備)	恒久施設工事、大会時関連工事(大会時内装の整備)
選手利便施設 ^{注1)} (大会後、商業棟として整備)	恒久施設工事、大会時関連工事(大会時内装の整備)
選手利便施設(メインダイニング)	大会用仮設施設等工事(新築)
運営施設(ビレッジプラザ)	大会用仮設施設等工事(新築)
運営施設等	大会用仮設施設等工事(既存施設の改修等 ^{注2)})

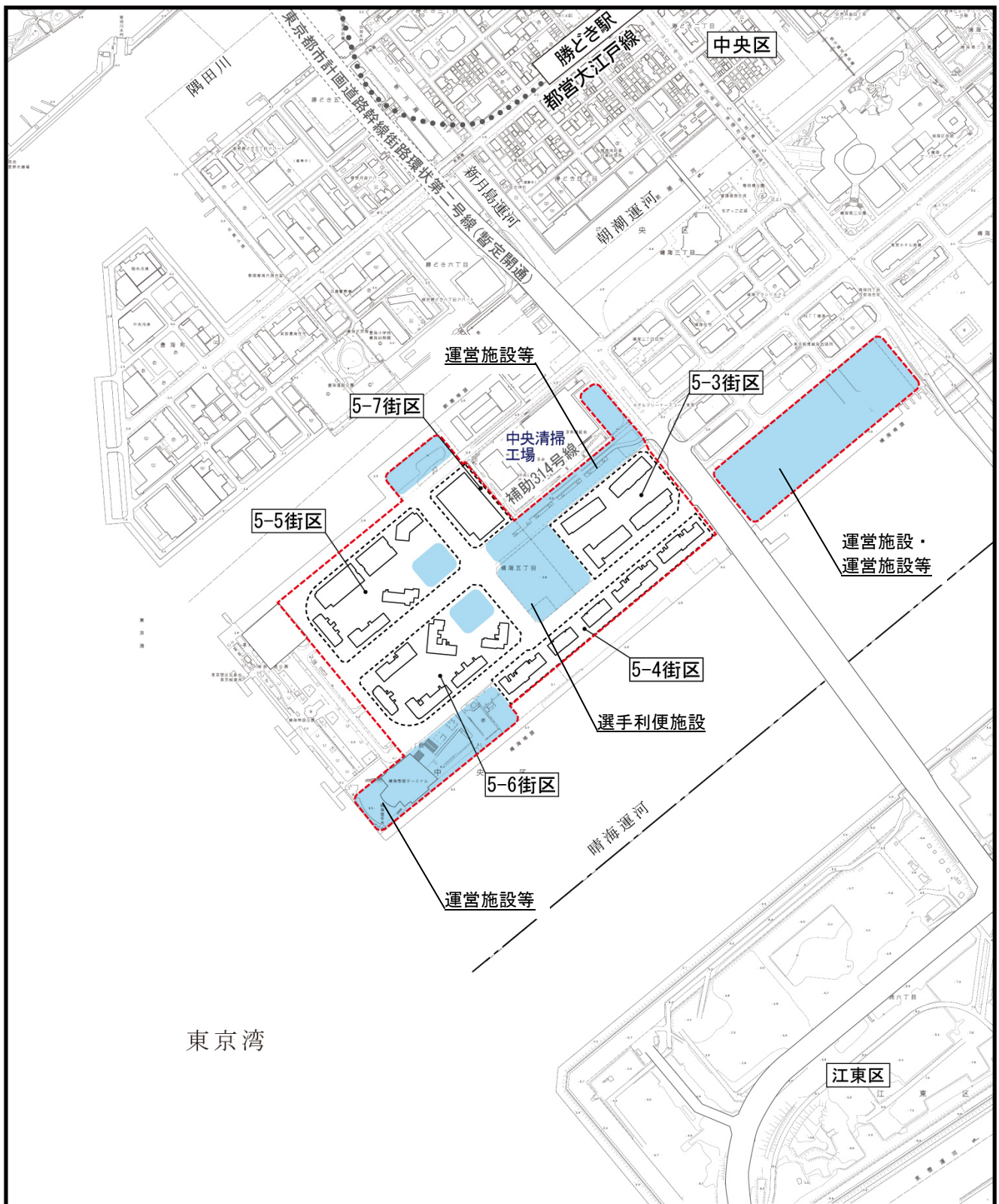
注1)東京2020大会では、市街地再開発事業として整備する住宅棟(板状)及び商業棟について、それぞれ大会時内装を整備して宿泊棟及び選手利便施設として、一時使用する計画である。

2)既存施設の改修等としては、既存の晴海客船ターミナルの内装を改修して利用するほか、既存の建築物を耐震補強して利用する計画である。また、既存道路を改修してバス発着場等を整備する計画である。

¹ 施設建築物の建築等を施行者に代わり、民間事業者等に実施させることができる制度。この制度により、民間事業者の資金力とノウハウ等を積極的に活用できるようになり、より魅力的で処分性の高い建物を建築し、事業を円滑に推進することができる。

² 大会時関連工事：市街地再開発事業として整備する住宅棟(板状)及び商業棟について、組織委員会が大会時の宿泊施設や選手利便施設としての内装を整備する工事

³ 大会用仮設施設等工事：組織委員会が大会時関連工事以外に行う仮設施設を整備する工事



凡 例

- (仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業計画地及び仮設整備エリアの範囲
- 区界
- 街区境界
- 計画建築物
- 仮設整備エリア



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 5.1-1 配置計画図

5.1.1.2 施工計画の更新内容

(1) 工事工程

選手村整備の施工計画は、表5.1-2に示すとおり、選手村整備全体の工事工程については、2016年から2026年までの120か月を予定している。このうち、大会前の大会時関連工事等の工事工程は、2018年から2020年までの26か月であった。大会後については、宿泊棟等の大会時内装を含め全ての仮設施設を撤去する計画であり、仮設施設の撤去等の工事は、2021年から2023年までの25か月を予定している。

表 5.1-2 全体工事工程

工種 / 月		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	
恒久施設工事	基盤整備工事	■													
	住宅棟（板状）		■												
	住宅棟（超高層タワー）		■												
	商業棟		■												
大会時関連工事	宿泊棟														
	選手利便施設（商業棟）														
大会用仮設施設等工事	選手利便施設（メインダイニング）														
	運営施設（ビレッジプラザ）														
	運営施設等														

工種 / 月		70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	
恒久施設工事	基盤整備工事	■											
	住宅棟（板状）		■										
	住宅棟（超高層タワー）		■										
	商業棟		■										
大会時関連工事	宿泊棟												
	選手利便施設（商業棟）												
大会用仮設施設等工事	選手利便施設（メインダイニング）												
	運営施設（ビレッジプラザ）												
	運営施設等												

(2) 施工方法の概要

1) 基盤整備工事（変更なし）

市街地再開発事業として、既存道路の舗装版撤去、道路盛土工事、下水工事、街築・車道舗装工事、埋設工事及び歩道舗装工事を行う。

2) 宿泊棟（大会後、住宅棟（板状）として整備）

市街地再開発事業として、基礎工事、山留工事、掘削工事、地下・地上躯体工事、仕上・設備工事、盛土・外構工事を行う。また、組織委員会が、大会仕様の内装工事を実施する。

3) 選手利便施設（大会後、商業棟として整備）

市街地再開発事業として、基礎工事、山留工事、掘削工事、地下・地上躯体工事、仕上・設備工事、盛土・外構工事を行う。また、組織委員会が、大会仕様の内装工事を実施する。

4) 選手利便施設（メインダイニング）

基礎工事、山留工事、躯体工事、屋根工事、設備工事、外装・内装工事、外構工事等を実施する。

5) 運営施設（ビレッジプラザ）

直接基礎による基礎工事、躯体工事（木材架構）、屋根工事、設備工事、外装・内装工事、外構工事等を実施する。

6) 運営施設等

既存施設の改修工事等を実施する。

7) 解体工事

仮設施設を撤去し、住宅棟（板状）、商業棟等の原状回復を行う。

(3) 工事用車両

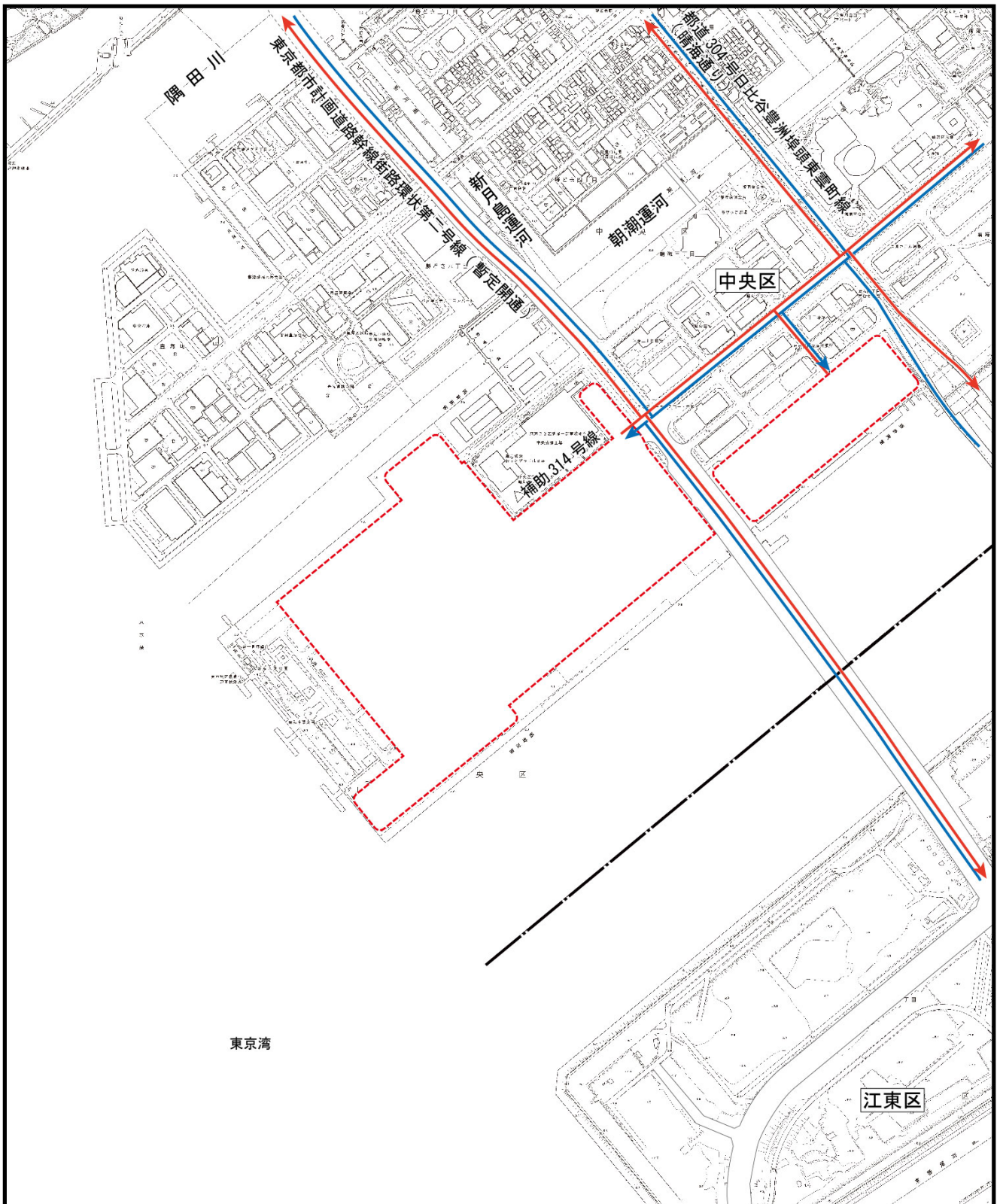
選手村整備に伴う工事用車両の主な走行ルートは、図 5.1-2 に示すとおりである。

計画地周辺の道路の状況を踏まえ、工事用車両は、都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り又は有明通り）及び東京都市計画道路幹線街路環状第二号線から、補助314号線を通り計画地へ出入場している。

市街地再開発事業も含めた工事用車両台数のピークは、選手村整備の全体としては工事着工後34か月目であり、フォローアップ調査日において入場台数大型車439台/日、小型車99台/日、合計538台/日、出場台数大型車365台/日、小型車116台/日、合計481台/日であった。

なお、工事用車両の走行に関しては以下の配慮事項を実施している。

- ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮している。
- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をするこ
がないよう、運転者への指導を徹底している。
- ・「晴海連合町会工事・協定書」については施工業者が決定した後、地元等と調整の上、遵守
するよう施工業者に対する指導を徹底している。
- ・建設発生土の輸送について、海上輸送を行った。ダンプトラック 52,000 台分に相当する約
30 万 m³ の建設発生土を海上輸送により搬出した。



凡 例

- (仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業計画地及び仮設整備エリアの範囲
- 区界
- 集中車両ルート
- 発生車両ルート



Scale 1:10,000



図 5.1-2

工事用車両の走行ルート

(4) 建設機械

各工事において想定する主な建設機械は、表 5.1-3 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、不要なアイドリングの防止に努めるよう周知して、排出ガスの削減及び騒音の低減に努めている。

表5.1-3 主な建設機械

施設名	主な建設機械
基盤整備工事	バックホウ、ブルドーザ、ラフテレーンクレーン
宿泊棟 (大会後、住宅棟(板状)として整備)	三点式杭打機、アースドリル掘削機、バックホウ、クラムシエル、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、タワークレーン(電動)
選手利便施設 (大会後、商業棟として整備)	
選手利便施設(メインダイニング)	バックホウ、ラフテレーンクレーン
運営施設(ビレッジプラザ)	バックホウ、ラフテレーンクレーン
運営施設等	バックホウ、コンバインドローラ、モーターグレーダー、アスファルトフィニッシャー、ラフテレーンクレーン、積載型トラッククレーン

(5) 工事中の廃棄物等処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な廃棄物等については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行っている。

大会後の仮設施設の解体工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。なお、一部の運営施設は、全国の自治体から無償で借り受けた木材を使用して建設し、大会後に解体された木材を各自治体の公共施設などでレガシーとして活用することにより、環境負荷を低減し、持続可能性の実現を目指している。

5.1.2 選手村としての緑化計画に係る変更理由及び内容

評価書では、東京2020大会時点における選手村の緑化計画は、組織委員会が検討することを想定していたが、今回の仮設施設整備計画及び運営計画の検討の結果、選手村内では様々なイベントや運営用の備品等の設置を予定していることから、大会開催前に市街地再開発事業として行う一部の植栽を選手村の植栽エリアとして使用する計画である。

5.2 計画の変更に伴う予測・評価の見直し

5.2.1 仮設施設に係る変更（2018年12月25日の評価委員会での報告事項）

選手村については、市街地再開発事業の住宅棟（板状）及び商業棟として整備する宿泊施設及び選手利便施設について、土壌、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、廃棄物、エコマテリアル、温室効果ガス、エネルギー、移転、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全の11項目の環境影響評価の項目を選定し、評価書及びフォローアップ計画書を公表している。また、評価書及びフォローアップ計画書時点では、宿泊棟等の大会時内装を整備するための大会時関連工事等の整備計画は具体化されていなかったため、大気等、緑、騒音・振動、日影、景観、自然との触れ合いの場、歩行者空間の快適性、水利用、土地利用、地域分断、安全、消防・防災の12項目については、環境影響評価の項目を再検討することとした。

今般、大会時関連工事等の整備計画の具体化に合わせ、評価書において選定した11項目及び再検討する12項目について、表5.2-1に示す環境影響要因を勘案し、環境影響評価を検討する項目として選定した。その上で、評価書において環境影響評価を実施していない事項については、予測・評価の必要性を、評価書において環境影響評価を実施している事項については、予測・評価の見直しの必要性を検討した。

仮設施設に係る計画変更に伴う予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果は、表5.2-3(1)～(4)に示すとおりである。本結果は、2018年12月25日の評価委員会で報告済みであり、資料の詳細は、資料編の「資料-1 選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて」(p.資-1～31)に示すとおりである。

表 5.2-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒久施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設施設の出現や仮設施設の存在に伴う影響
開催中	競技の実施	競技の実施に伴う影響	
	大会の運営	大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響	
開催後	仮設施設	解体工事	東京2020大会の仮設施設の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒久施設	設備等の持続的稼働	東京2020大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本資料では対象としない環境影響要因を示す。また、選手村は、東京2020大会の開催期間中のみ使用される施設であるため、選手村としての設備等の持続的稼働は想定されない。

表 5. 2-2 (1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		予測事項	区分		開催前		開催中		開催後					
			環境影響要因	施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働	
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度		◎	-			○		◎	-		
			・ アスリートへの影響の程度											
		水質等	・ 水質の変化の程度											
	・ アスリートへの影響の程度													
	土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度	○											
		・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無	○											
		・ 汚染土壌の量												
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度	○										
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○										
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度											
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度											
			・ 湧水流量の変化の程度											
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○										
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○										
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度											
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度	○										
			・ 生態系の変化の内容及びその程度	○										
	・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度													
・ アスリートへの生物等の影響の程度														
緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度	-												
生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動		◎							◎			
		・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動							○					
		・ 建設機械等の騒音及び振動				-						-		
		・ 会場設備等からの騒音及び振動												
		・ 競技実施に伴う騒音及び振動												
日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度						-							
	・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度							-						
	・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物							-						
アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度												
		・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度												
		・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度												
		・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度												
		・ 圧迫感の変化の程度												
		・ 緑視率の変化の程度												
		・ 景観阻害要因の変化の程度												
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度	-											
		・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度										-		
		・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		-										

注1) ◎は、本資料において予測・評価を実施する事項又は計画の具体化に伴い予測・評価の見直しを実施する事項を示す。薄い網掛け(○)以外の○は、評価書において環境影響評価を実施しているが、計画の具体化に伴い予測・評価の見直しを検討した結果、必要性がない事項を示す。-は、計画の具体化に伴い予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。
 2) 濃い網掛け(■)は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項、又は選手村としての設備等の持続的稼働が想定されない事項であるため、本書では対象としないことを示す。
 3) 薄い網掛け(○)のうち、開催中の環境影響要因は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行う。

表 5.2-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		環境影響要因	区 分									
			開催前			開催中		開催後				
		予測事項	施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度	—				○				
		・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度	—				○					
	史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度										
		・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度										
		・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度										
		・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度										
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度				—	○				
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○					○			
		エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○								
	温室効果ガス	温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度			○			○			
エネルギー		・ エネルギーの使用量及びその削減の程度			○			○				
社会経済項目	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度				—						
		・ 未利用地の解消の有無及びその程度				—						
		・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度				—						
	移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度			○							
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度									
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度									
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度									
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度									
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度 ・ 意識啓発のための機会の増減									
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度				—	○				
・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度						—	○					
・ 電力供給の安定度						—	○					
衛生		・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
消防・防災	・ 耐震性の程度				—	○						
	・ 津波対策の程度				—	○						
	・ 防火性の程度				—	○						
交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度		◎						◎		
	公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度		○				○		○		
	交通安全	・ 交通安全の変化の程度		◎				○		◎		
経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度										
	雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等										
	事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) ◎は、本資料において予測・評価を実施する事項又は計画の具体化に伴い予測・評価の見直しを実施する事項を示す。薄い網掛け()以外の○は、評価書において環境影響評価を実施しているが、計画の具体化に伴い予測・評価の見直しを検討した結果、必要性がない事項を示す。—は、計画の具体化に伴い予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。
 2) 濃い網掛け(■)は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項、又は選手村としての設備等の持続的稼働が想定されない事項であるため、本書では対象としないことを示す。
 3) 薄い網掛け(□)のうち、開催中の環境影響要因は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行う。

表 5.2-3(1) 予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果

項目	予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性	検討結果 ^{注)}
大気等	[工事用車両の走行] 選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、予測・評価を実施しているが、大会時関連工事等による工事用車両の走行が見込まれるため、予測・評価を実施する。予測事項は、「大気等の状況の変化の程度」とする。	○
	[建設機械の稼働] 選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、建設機械の稼働台数がピークとなる基盤整備工事、住宅棟（板状）の基礎工事、掘削工事及び基礎躯体工事を対象に予測・評価を実施している。 大会時関連工事等による建設機械の稼働は見込まれるものの、大会時関連工事等着工後の建設機械台数（仮施設整備及び恒久施設整備の合計台数）は、多くの建設機械が稼働する市街地再開発事業の住宅棟（板状）の基礎工事や掘削工事は終了していることから、「施工計画の変更について－（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」（平成29年3月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）における建設機械台数を下回る ⁴ と考えられる。このため、予測・評価は実施しない。	×
土壌	会場エリアのうち、市街地再開発事業の計画地内については、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれがあると考えられるエリアにおける土壌汚染状況調査を実施した。調査の結果、土壌溶出量及び土壌含有量ともに定量下限値を下回っており、土壌汚染は確認されなかった。また、市街地再開発事業の計画地以外については、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれはないものとする。このため、予測・評価の見直しは実施しない。 今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。	×
生物の生育・生息基盤	会場エリアのうち、市街地再開発事業の計画地内については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。予測・評価を実施していない市街地再開発事業の計画地以外については、晴海ふ頭公園を除き生物の生育・生息基盤はほとんど存在しないことから、新たに生物の生育・生息基盤に著しい影響を及ぼすおそれはない。晴海ふ頭公園については、選手村整備とは別の公園整備のため2017年10月より休園となっている。このため、予測・評価の見直しは実施しない。	×
生物・生態系	会場エリアのうち、市街地再開発事業の計画地内については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。予測・評価を実施していない市街地再開発事業の計画地以外については、晴海ふ頭公園を除き生物の生育・生息環境はほとんど存在しないことから、新たに生物・生態系に著しい影響を及ぼすおそれはない。晴海ふ頭公園については、選手村整備とは別の公園整備のため2017年10月より休園となっている。このため、予測・評価の見直しは実施しない。	×

注) 検討結果の○は、本資料において予測・評価を実施する事項を示す。×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直し又は予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

⁴ 建設機械の予測・評価は、「環境影響評価書－（仮称）晴海五丁目西地区開発計画－」（平成27年12月）において実施したが、その後の施工計画の見直しに伴い、「施工計画の変更について－（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」（平成29年3月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）において予測・評価の見直しを実施している。

表 5.2-3(2) 予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果

項目	予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性	検討結果
緑	会場エリアについては、晴海ふ頭公園を除き植栽はほとんど存在しないことから、新たに緑に著しい影響を及ぼすおそれはない。晴海ふ頭公園については、選手村整備とは別の公園整備のため2017年10月より休園となっている。このため、予測・評価は実施しない。	×
騒音・振動	[工事用車両の走行] 選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、予測・評価を実施しているが、大会時関連工事等による工事用車両の走行が見込まれるため、予測・評価を実施する。予測事項は、「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動」とする。	○
	[建設機械の稼働] 選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、建設機械の稼働台数がピークとなる基盤整備工事、住宅棟（板状）の基礎工事、掘削工事及び基礎躯体工事を対象に予測・評価を実施している。 大会時関連工事等による建設機械の稼働が見込まれるものの、大会時関連工事等着工後の建設機械台数（仮施設整備及び恒久施設整備の合計台数）は、多くの建設機械が稼働する市街地再開発事業の住宅棟（板状）の基礎工事や掘削工事は終了していることから、「施工計画の変更について－（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」（平成29年3月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）における建設機械台数を下回る ⁵ と考えられる。このため、予測・評価は実施しない。	×
日影	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。予測・評価を実施していない大会用仮施設等設置工事として整備する仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。このため、予測・評価は実施しない。	×
景観	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。予測・評価を実施していない大会用仮施設等設置工事として整備する仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれはない。このため、予測・評価は実施しない。	×
自然との触れ合い活動の場	会場エリアについては、晴海ふ頭公園を除き自然との触れ合い活動の場はほとんど存在しないが、晴海ふ頭公園については、選手村整備とは別の公園整備のため2017年10月より休園となっている。このため、予測・評価は実施しない。	×

注) 検討結果の○は、本資料において予測・評価を実施する事項を示す。×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直し又は予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

⁵ 建設機械の予測・評価は、「環境影響評価書－（仮称）晴海五丁目西地区開発計画－」（平成27年12月）において実施したが、その後の施工計画の見直しに伴い、「施工計画の変更について－（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」（平成29年3月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）において予測・評価の見直しを実施している。

表 5.2-3(3) 予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果

項目	予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性	検討結果
歩行者空間の快適性	本計画は、晴海地区に仮施設を整備するものであり、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化が生じない。このため、予測・評価は実施しない。	×
水利用	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。このため、予測・評価は実施しない。	×
廃棄物	<p>選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟の建設に伴う建設発生土及び建設廃棄物等については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）及び「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 フォロアアップ計画書（選手村）」（平成28年4月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。</p> <p>予測・評価を実施していない大会時関連工事等については、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わないことから、恒久施設整備と比べて建設廃棄物等の発生量も少ない。</p> <p>これらの仮施設整備に伴い発生する建設廃棄物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物等については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。</p> <p>また、大会後は、仮施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。</p> <p>これらを踏まえ、大会前の大会時関連工事等に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後の資材等の再利用等の取組については、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。</p>	×
エコマテリアル	<p>選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟の建設に伴うエコマテリアルについては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。</p> <p>予測・評価を実施していない大会時関連工事等に当たっては、組織委員会による「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画を検討中であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。</p>	×
温室効果ガス	予測・評価を実施していない大会時関連工事等の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、影響は小さいと考えられる。このため、予測・評価の見直しは行わない。	×
エネルギー	予測・評価を実施していない大会時関連工事等の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、影響は小さいと考えられる。このため、予測・評価の見直しは行わない。	×

注) 検討結果の○は、本資料において予測・評価を実施する事項を示す。×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直し又は予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

表 5.2-3(4) 予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果

項目	予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性	検討結果
土地利用	本計画は、仮設施設を整備するものであり、土地利用に変化は生じない。このため、予測・評価は行わない。	×
地域分断	本計画は、仮設施設を整備するものであり、新たな地域分断は生じない。このため、予測・評価は行わない。	×
移転	会場エリアのうち、市街地再開発事業の計画地内については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(選手村)」(平成27年12月 東京都)として、予測・評価を実施済みである。予測・評価を実施していない大会用仮設施設等工事として整備する仮設施設は、一時的に建設されるものであり、移転は生じない。このため、予測・評価の見直しは行わない。	×
安全	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、施設の側面から捉えた地域としての安全性に変化は生じない。このため、予測・評価は行わない。	×
消防・防災	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、火災、地震及び津波からの安全性に変化は生じない。このため、予測・評価は行わない。	×
交通渋滞	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟(板状)及び商業棟の建設に伴う交通渋滞については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(選手村)」(平成27年12月 東京都)として、予測・評価を実施しているが、その他の大会時関連工事等による工事用車両の走行が見込まれるため、開催前の予測・評価の見直し及び開催後の予測・評価を実施する。 予測事項は、「交通量及び交通流の変化の程度」とする。	○
公共交通へのアクセシビリティ	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟(板状)及び商業棟の建設に伴う公共交通へのアクセシビリティについては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(選手村)」(平成27年12月 東京都)として、予測・評価を実施している。予測・評価を実施していない大会時関連工事等に当たってもアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はない。このため、開催前の予測・評価の見直し及び開催後の予測・評価は行わない。	×
交通安全	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟(板状)及び商業棟の建設に伴う交通安全については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(選手村)」(平成27年12月 東京都)として、予測・評価を実施しているが、その他の大会時関連工事等による工事用車両の走行が見込まれるため、開催前の予測・評価の見直し及び開催後の予測・評価を実施する。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。	○

注) 検討結果の○は、本資料において予測・評価を実施する事項を示す。×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直し又は予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

5.2.2 緑化計画に係る変更

今回の計画の変更によって緑化計画が変更となるため、表 5.2-4(1)及び(2)に示すとおり評価書及び「5.2.1 仮設施設に係る変更」において対象とした環境影響評価の項目について、予測・評価の見直しの必要性を検討した。

開催前における予測について、緑化計画の変更に伴って見直しの検討が必要となる環境影響要因は、「施設の建設（掘削工事、躯体工事等に伴う影響）」である。評価書及び「5.2.1 仮設施設に係る変更」においてこれらの環境影響要因による予測を行った項目のうち、予測・評価の見直しが必要となる項目はなかった。

また、評価書において対象としていなかった「緑」については、今回の計画の変更に伴い、表 5.2-5 に示すとおり環境影響評価の項目の検討を行った。

表 5. 2-4(1) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響 評価の項目	区分	予測事項及び見直しの理由	見直しの 必要性
大気等	開催前	【大気等の状況の変化の程度】 緑化計画の変更が生じるが、緑化工事の一部を大会前に前倒ししても、予測時の最大の台数を上回らないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
土壌	開催前	【土壌汚染物質の変化の程度】 【地下水及び大気への影響の可能性の有無】 緑化計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
生物の生育・生息基盤	開催前	【生物・生態系の賦存地の改変の程度】 【新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度】 緑化計画の変更に伴い、大会開催前に市街地再開発事業として一部の植栽を行い選手村として使用し、大会後に市街地再開発事業として残りの植栽を実施するため、将来的な予測・評価結果に変更は生じないため、予測・評価の見直しは行わないが、開催前に市街地再開発事業として実施する一部の植栽の状況も考慮したフォローアップ報告を行う。	×
生物・生態系	開催前	【陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度】 【陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度】 【生育・生息環境の変化の内容及びその程度】 【生態系の変化の内容及びその程度】 緑化計画の変更に伴い、大会開催前に市街地再開発事業として一部の植栽を行い選手村として使用し、大会後に市街地再開発事業として残りの植栽を実施するため、将来的な予測・評価結果に変更は生じないため、予測・評価の見直しは行わないが、開催前に市街地再開発事業として実施する一部の植栽の状況も考慮したフォローアップ報告を行う。	×
騒音・振動	開催前	【工事車両の走行による道路交通騒音及び振動】 緑化計画の変更が生じるが、緑化工事の一部を大会前に前倒ししても、予測時の最大の台数を上回らないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
廃棄物	開催前	【廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等】 緑化計画の変更が生じるが、廃棄物の排出量及び再利用量に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
エコマテリアル	開催前	【エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度】 緑化計画の変更が生じるが、エコマテリアル利用の取組に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
温室効果ガス	開催前	【温室効果ガスの排出量及びその削減の程度】 緑化計画の変更が生じるが、建設機械の稼働による温室効果ガス排出量に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×

注) 「見直しの必要性」において、「×」は見直し不要を示す。

表 5. 2-4(2) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響 評価の項目	区分	予測事項及び見直しの理由	見直しの 必要性
エネルギー	開催前	【エネルギーの使用量及びその削減の程度】 緑化計画の変更が生じるが、建設機械の稼働によるエネルギー使用量に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
移転	開催前	【施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度】 緑化計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
交通渋滞	開催前	【交通量及び交通流の変化の程度】 緑化計画の変更が生じるが、工事用車両の台数及び走行ルートに変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
公共交通への アクセシ ビリティ	開催前	【会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度】 緑化計画の変更が生じるが、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線分離の状況に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
交通安全	開催前	【交通安全の変化の程度】 緑化計画の変更が生じるが、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線分離の状況に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×

注) 「見直しの必要性」において、「×」は見直し不要を示す。

表 5. 2-5 予測・評価の必要性の検討結果

環境影響 評価の項目	区分	予測・評価の必要性	検討結果
緑	開催前	選手村では、大会開催前に市街地再開発事業として一部の植栽を実施するが、大会時関連工事等としての緑化工事は行わない。なお、大会後に市街地再開発事業としての植栽は完了する。 そのため、開催前の時点としての予測・評価は実施しないが、「生物の生育・生息基盤」及び「生物・生態系」として、開催前に市街地再開発事業として実施する一部の植栽の状況も考慮したフォローアップ報告を行う。	×

6. フォローアップ調査の内容

6.1 事業の基本計画

6.1.1 配置計画

選手村の配置計画については、図 5.1-1 (p. 9 参照) に示したとおりである。

また、宿泊施設として一時使用する 5-3、5-4、5-5 及び 5-6 街区の計画建築物及び選手利便施設として一時使用する 5-7 街区の商業棟の概要は、表 6.1-1 に、断面計画図は、図 6.1-1(1)～(5) に、外観写真は、写真 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 宿泊施設等の概要

項目	概要	
街区	5-3街区	5-4街区
敷地面積	約26,300m ²	約23,600m ²
建築面積	約7,700m ²	約7,900m ²
最高高さ	約60m	約60m
階数・棟数	地上17階、地下1階・2棟 地上15階、地下1階・2棟	地上18階、地下1階・3棟 地上14階、地下1階・2棟
構造	RC造	RC造

項目	概要		
街区	5-5街区	5-6街区	5-7街区
敷地面積	約37,400m ²	約35,200m ²	約11,400m ²
建築面積	約13,000m ²	約11,000m ²	約7,100m ² [約7,500m ²]
最高高さ	約60m	約60m	約22m [約35m]
階数・棟数	地上18階、地下1階・2棟 地上16階、地下1階・1棟 地上14階、地下1階・3棟	地上18階、地下1階・2棟 地上16階、地下1階・1棟 地上14階、地下1階・3棟	商業棟： 地上3階、地下1階・1棟 [地上4階、地下1階・1棟]
構造	RC造	RC造	S造

注1) []内は、フォローアップ報告書（大会開催前その1）時点の数値を示す。

2) 5-5、5-6街区の建築面積には、超高層タワーの建築面積を含む。

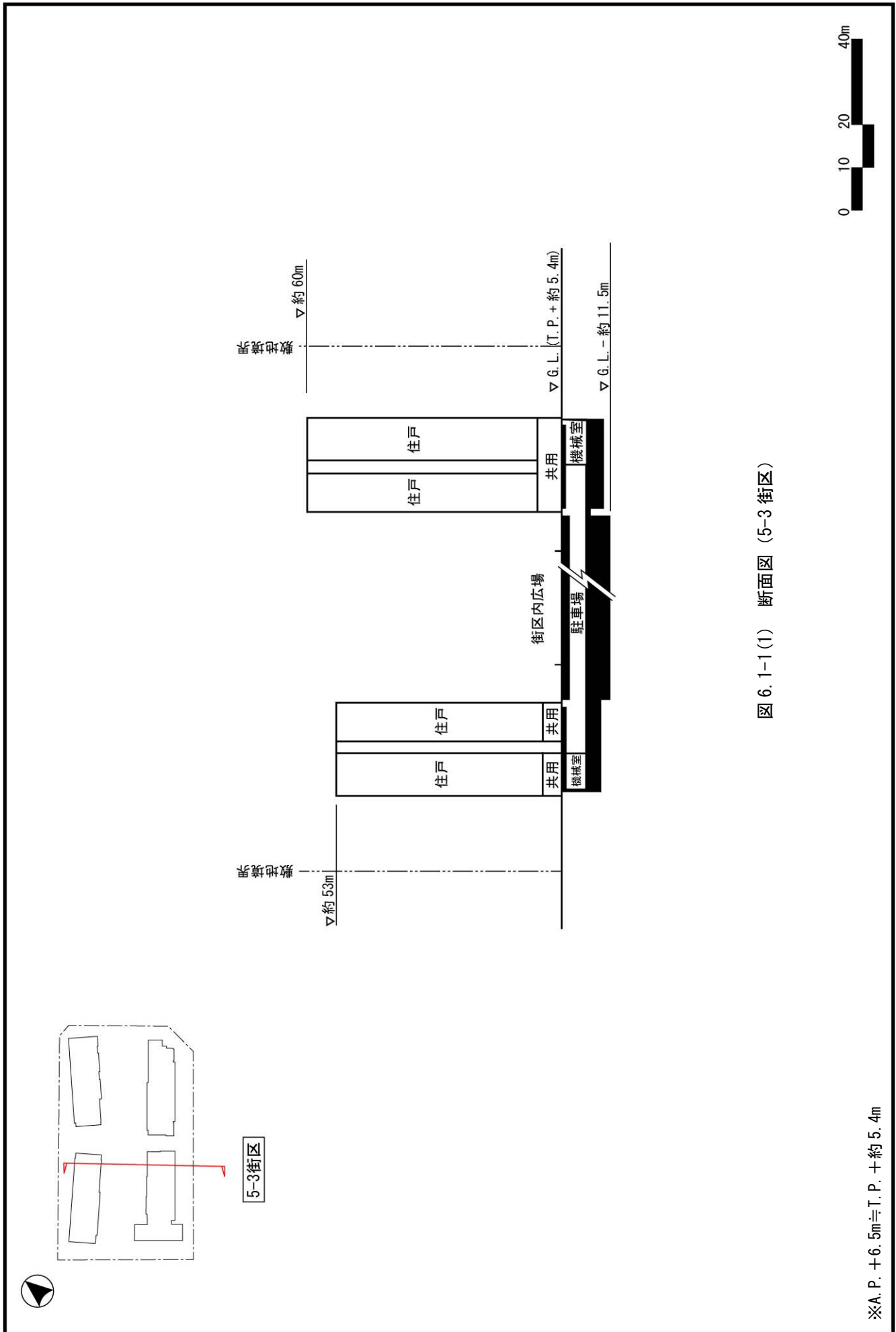
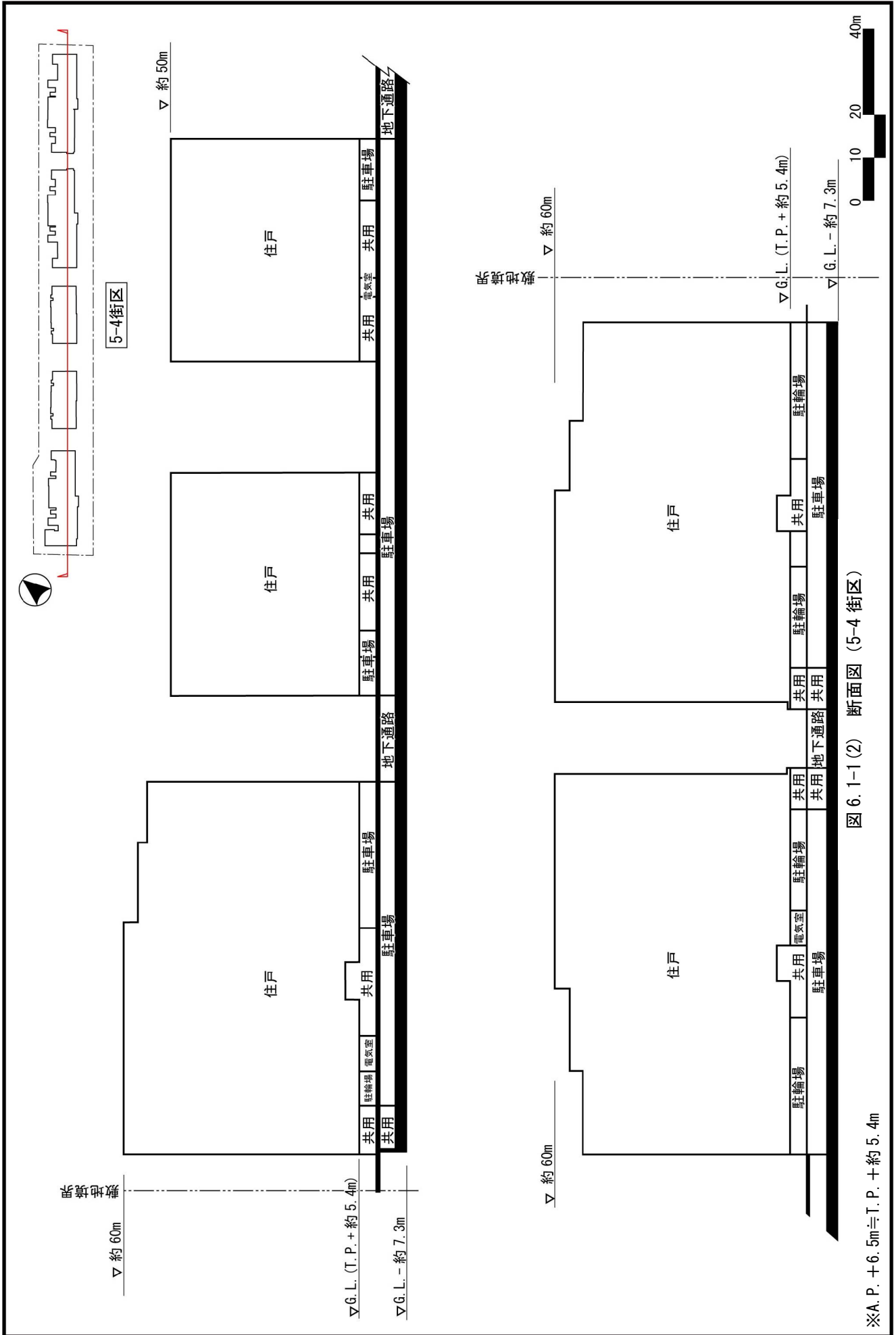


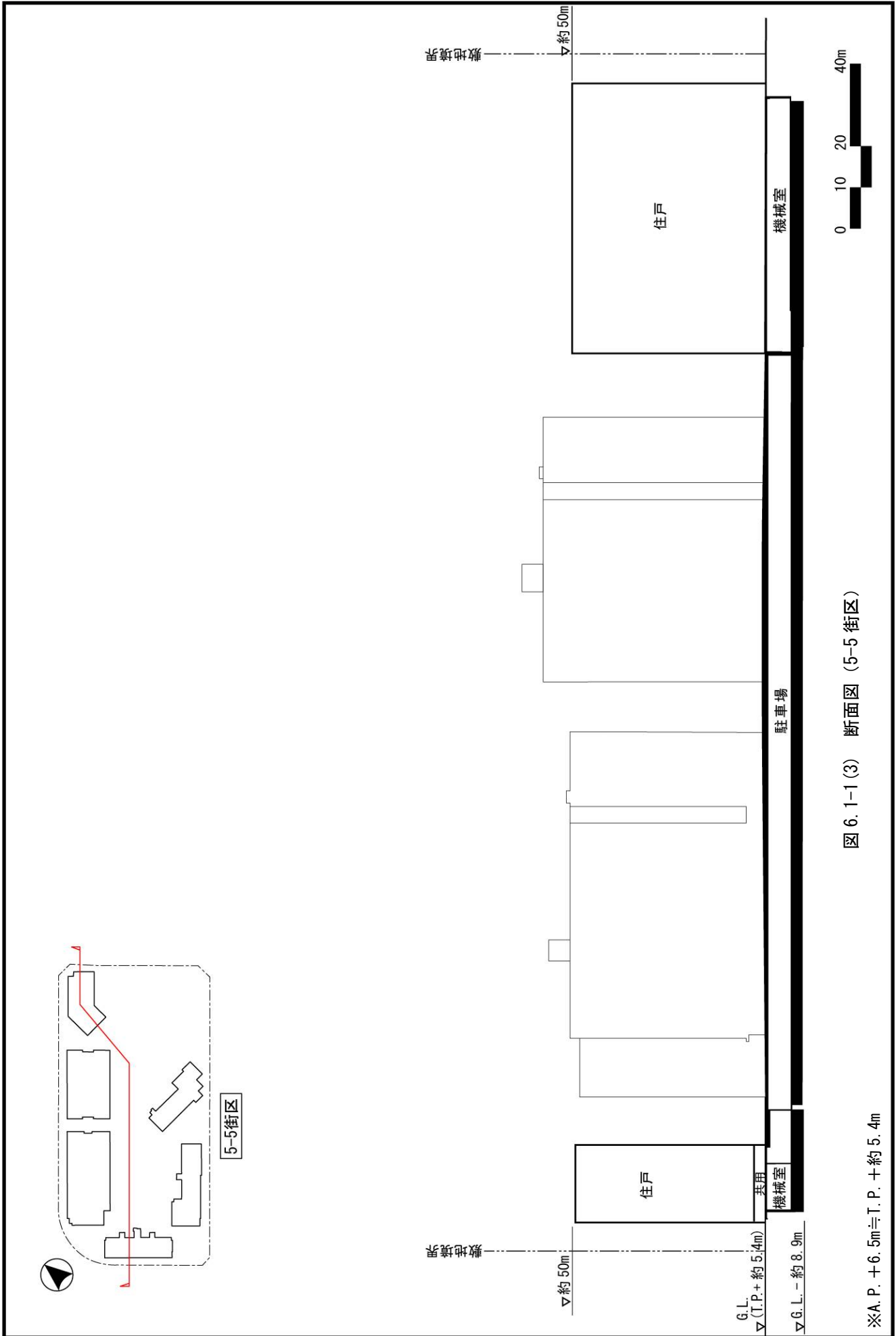
図 6.1-1(1) 断面図 (5-3 街区)

※A.P. + 6.5m ≒ T.P. + 約 5.4m

注) 図面は、東京 2020 大会後の用途を示す。



注) 図面は、東京2020大会後の用途を示す。



(注) 図面は、東京 2020 大会後の用途を示す。

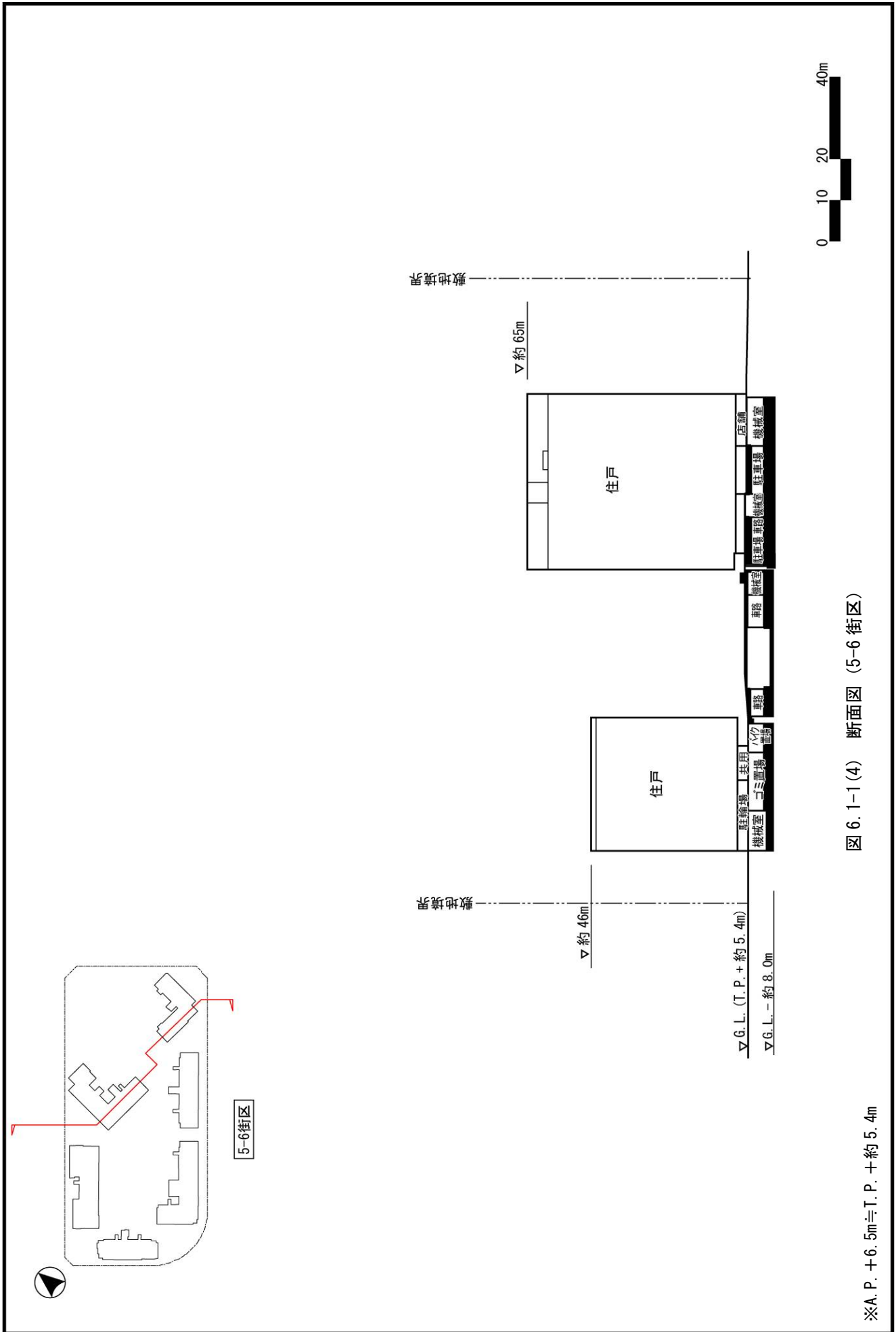


図 6.1-1(4) 断面図 (5-6 街区)

※A.P. + 6.5m ≒ T.P. + 約 5.4m

注) 図面は、東京 2020 大会後の用途を示す。

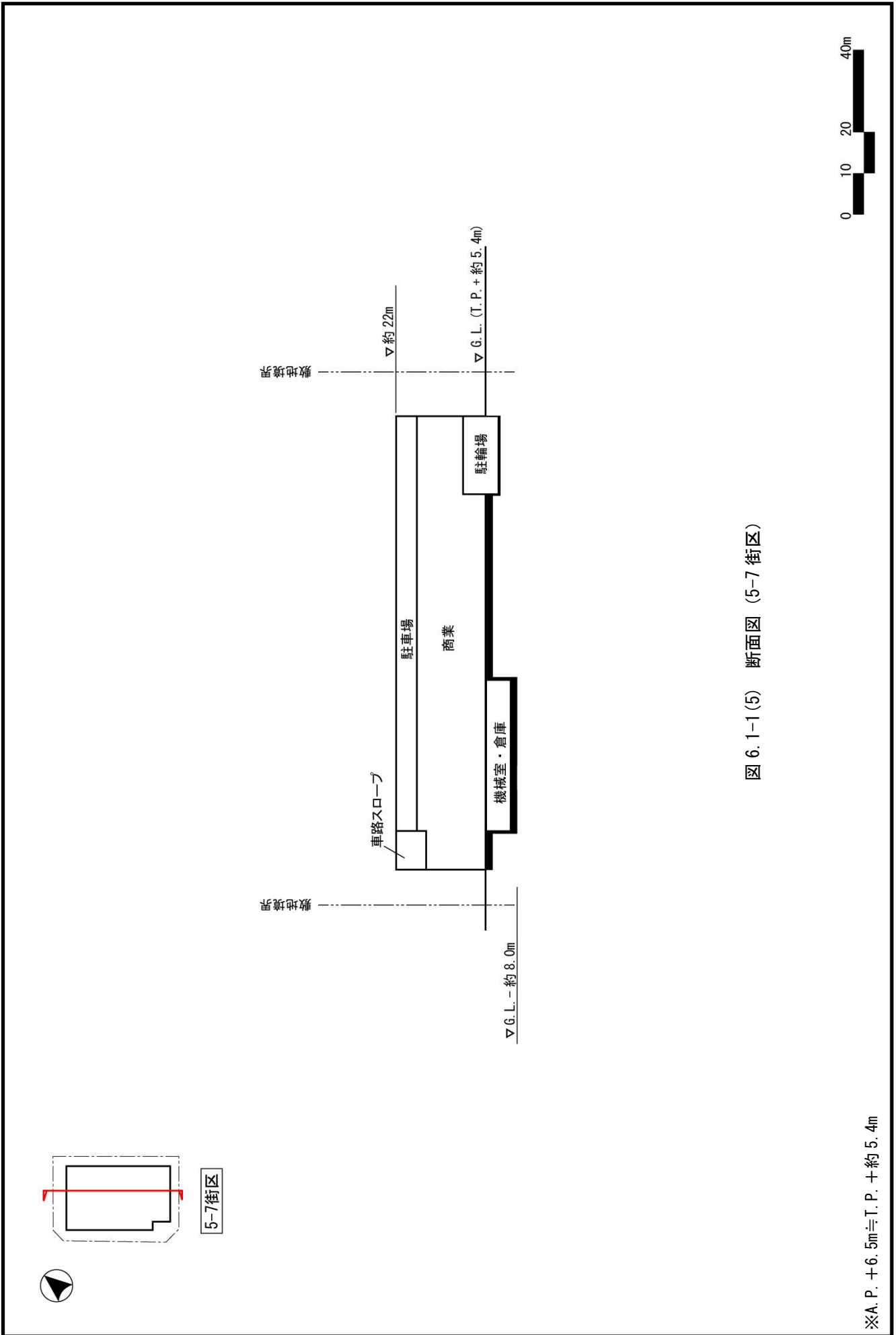


図 6.1-1(5) 断面図 (5-7 街区)

※A. P. +6.5m ≒ T. P. + 約 5.4m

注) 図面は、東京 2020 大会後の用途を示す。



写真 6.1-1 選手村外観(2019年12月撮影)

6.1.2 廃棄物処理計画

建設工事及び改修・改装工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行っている。

6.1.3 緑化計画

選手村は東京2020大会の一時的な施設であるため、組織委員会としては植栽を実施しないが、大会開催前に市街地再開発事業として図6.1-2に示す一部の植栽を行い、選手村として使用する計画である。

大会時点における市街地再開発事業の植栽としては、クロマツ、イロハモミジ、マテバシイ等の既存樹種を含む高・中木約100種・約1,000本、低木約4,600株、地被類約2,900㎡を実施したほか、市街地再開発事業計画地内に生育していたアキニレ、ケヤキ及びタブノキの計6本の移植を行った。なお、大会開催後には、市街地再開発事業として、残りの植栽を実施する計画である。

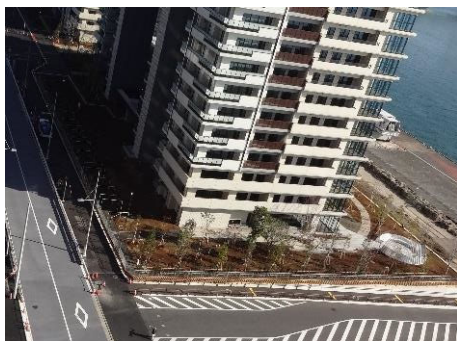


写真 6.1-2(1) 植栽例 (5-4 街区西側)



写真 6.1-2(2) 植栽例 (5-4 街区東側)



写真 6.1-2(3) 植栽例 (5-3 街区東側)



図 6.1-2 緑化の状況 (大会開催前)

注) 図面は、特定建築者資料に基づき作成。

6.2 施工計画

施工計画は、「5.1 計画の変更理由及び内容」(p.8～13 参照)に示したとおりである。

6.3 使用の予定

選手村については、東京2020大会の開催までに整備され、大会期間中のみ使用される。

6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

環境保全に関する計画等の配慮の内容は、表6.4-1に示すとおりである。

表6.4-1 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活環境の確保～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆大気汚染物質の更なる排出削減 ◆化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 ◆環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆生活環境問題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図っている。 ・工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努めている。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図っている。 ・工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努めている。
東京都廃棄物処理計画 <平成23年度-平成27年度> (平成23年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・3R施策の促進 ・適正処理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の建設発生土、建設廃棄物のうち、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行っている。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の建設発生土、建設廃棄物のうち、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行っている。
中央区環境行動計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で快適に暮らせるまちをつくる ◆自動車対策の推進 ◆近隣騒音・まちの美化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努めている。 ・工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図っている。

6.5 調査結果の概略

フォローアップ調査は、大会開催前の時点における大気等、土壌、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、騒音・振動、廃棄物、エコマテリアル、交通渋滞、公共交通のアクセシビリティ、交通安全の調査結果である。

調査結果の概略は、表 6.5-1(1)～(4)に示すとおりである。

表6.5-1(1) 調査結果の概略

項目	調査結果の概略
1. 大気等	<p>ア. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 工事用車両の走行に係る大気等については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）では予測・評価を実施していないが、市街地再開発事業において「環境影響評価書 ー（仮称）晴海五丁目西地区開発計画ー」（平成27年12月 東京都）又は「施工計画の変更について ー（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業ー」（平成29年1月 東京都・三井不動産レジデンシャル（株））として予測・評価を実施している。市街地再開発事業の予測・評価では、全ての予測地点において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準値を下回り、工事用車両の走行による寄与率も小さいとしている。</p> <p>また、「選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて」（平成30年12月25日）において、仮設施設に係る計画の更新に伴い、大会時関連工事等に係る工事用車両が加わるが、大会時関連工事等着工後の工事用車両台数（大会時関連工事等及び恒久施設整備の合計台数）は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）において予測・評価を実施した周辺道路断面における工事用車両台数を下回るとしている。</p> <p>フォローアップ調査の結果、工事用車両台数は、大型車、小型車ともに、市街地再開発事業の予測・評価時の工事用車両台数を下回った。断面交通量は、1地点を除き予測結果を下回った。また、断面交通量のうち工事用車両については、全ての地点で予測結果を下回った。</p> <p>以上のことから、「選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて」（平成30年12月25日）における予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。</p> <p>なお、フォローアップ調査では、工事用車両の多くが東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線を利用し、湾岸道路方向へ走行したものと考えられるが、工事用車両の走行に当たっては、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや定期的な整備点検等を行うよう周知・徹底を図った。</p>
2. 土壌	<p>ア. 土壌汚染物質（濃度、状況等）の変化の程度 土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれがあると考えられるエリアにおける土壌汚染状況調査を実施した。調査の結果、土壌溶出量及び土壌含有量ともに定量下限値を下回っており、土壌汚染は確認されなかった。また、工事の実施に伴い新たな土壌汚染は確認されなかった。</p> <p>以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。</p> <p>イ. 地下水及び大気への影響の可能性の有無 工事の着手前に実施した土壌汚染状況調査の結果、土壌溶出量及び土壌含有量ともに定量下限値を下回っていたほか、工事の実施に伴い新たに土壌汚染は確認されなかった。</p> <p>以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。</p>
3. 生物の生育・生息基盤	<p>ア. 生物・生態系の賦存地の改変の程度 工事の実施に当たっては、人工構造物や人工裸地にわずかに分布していた生育・生息基盤が改変されたものの、市街地再開発事業として、オープンスペース等の植栽を施す箇所の一部において、既存樹種を含む樹木等の植栽や移植が行われた。なお、大会開催後には、市街地再開発事業として、残りの植栽を実施する計画である。</p> <p>以上のことから、予測結果と同様に、生物・生態系の賦存地の改変の程度は小さいと考える。</p> <p>イ. 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度 工事の実施に当たっては、市街地再開発事業として、オープンスペース等の植栽を施す箇所の一部において、既存樹木を含む樹木等の植栽や移植が行われた。なお、大会開催後には、市街地再開発事業として、残りの植栽を実施する計画である。</p> <p>以上のことから、予測結果と同様に、新たな生物の生育・生息基盤が創出されたものと考えられる。</p>

表 6.5-1(2) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
4. 生物・生態系	<p>ア. 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 工事の実施に当たっては、人工構造物や人工裸地にわずかに分布していた植栽樹林群等が改変されたが、市街地再開発事業として、オープンスペース等の植栽を施す箇所の一部において、既存樹種を含む樹木等の植栽や移植が行われた。なお、大会開催後には、市街地再開発事業として、残りの植栽を実施する計画である。</p> <p>以上のことから、予測結果と同様に、植物相及び植物群落の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>イ. 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 工事の実施に当たっては、陸上動物の生息環境である人工構造物や人工裸地にわずかに分布していた植栽樹林群等が改変されたが、市街地再開発事業として、オープンスペース等の植栽を施す箇所の一部において、動物相及び動物群集の生息環境となる既存樹種を含む樹木等の植栽や移植が行われた。なお、大会開催後には、市街地再開発事業として、残りの植栽を実施する計画である。</p> <p>以上のことから、予測結果と同様に、動物相及び動物群集の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>ウ. 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 事業の実施に伴い、人工構造物や人工裸地にわずかに分布していた植栽樹林群等が改変され、生育・生息環境の変化が考えられたが、市街地再開発事業として、オープンスペース等の植栽を施す箇所の一部において、生育・生息環境となるクロマツ、イロハモミジ、マテバシイ等の既存樹種を含む樹木等の植栽や移植が行われた。なお、大会開催後には、市街地再開発事業として、残りの植栽を実施する計画である。</p> <p>以上のことから、予測結果と同様に、動植物の新たな生育・生息環境が創出されたものと考ええる。</p> <p>エ. 生態系の変化の内容及びその程度 事業の実施に伴い、人工構造物や人工裸地にわずかに分布していた植栽樹林群等が改変されたが、市街地再開発事業として、オープンスペース等の植栽を施す箇所の一部において、生態系の生育・生息環境となるクロマツ、イロハモミジ、マテバシイ等の既存樹種を含む樹木等の植栽や移植が行われた。なお、大会開催後には、市街地再開発事業として、残りの植栽を実施する計画である。</p> <p>以上のことから、予測結果と同様に、動植物の新たな生育・生息環境が創出され、多様な生態系が形成されるものと考ええる。</p>
5. 騒音・振動	<p>ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動 工事用車両の走行に係る騒音・振動については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）では予測・評価を実施していないが、市街地再開発事業において「環境影響評価書 ー（仮称）晴海五丁目西地区開発計画ー」（平成27年12月 東京都）又は「施工計画の変更について ー（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業ー」（平成29年1月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）として予測・評価を実施している。市街地再開発事業の予測・評価では、全ての予測地点において騒音の環境基準値及び振動の規制基準値を下回り、工事用車両の走行による寄与率も小さいとしている。</p> <p>また、「選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて」（平成30年12月25日）において、仮設施設に係る計画の更新に伴い、大会時関連工事等に係る工事用車両が加わるが、大会時関連工事等着工後の工事用車両台数（大会時関連工事等及び恒久施設整備の合計台数）は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）において予測・評価を実施した周辺道路断面における工事用車両台数を下回るとしている。</p> <p>フォローアップ調査の結果、工事用車両台数は、大型車、小型車ともに、市街地再開発事業の予測・評価時の工事用車両台数を下回った。断面交通量は、1地点を除き予測結果を下回った。また、断面交通量のうち工事用車両については、全ての地点で予測結果を下回った。</p> <p>以上のことから、「選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて」（平成30年12月25日）における予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考ええる。</p> <p>なお、フォローアップ調査では、工事用車両の多くが東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線を利用し、湾岸道路方向へ走行したものと考えられるが、工事用車両の走行に当たっては、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや定期的な整備点検等を行うよう周知・徹底を図った。</p>

表 6.5-1(3) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
6. 廃棄物	<p>ア. 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等</p> <p>建設発生土の発生量は、基盤整備工事では、15,450m³であり、評価書における予測結果を上回った。ただし、そのうち11,624m³を場内利用することにより場外搬出量は評価書における発生量と同等の3,826m³とした。特定建築者による工事では、315,000m³であり、評価書における予測結果を下回った。基盤整備工事、特定建築者による工事ともに、場内での再利用に努めるとともに、場外に排出する場合には建設発生土受入施設に持ち込むことで、再利用・再資源化等率は100%であった。</p> <p>建設泥土の発生量は、基盤整備工事では、下水道管敷設工事等に伴う1,271tであり、特定建築者による工事では134,352tであり、評価書における予測結果と同程度であった。ともに、全量を場外に搬出し、再資源化施設に持ち込むことで、再利用・再資源化等率は100%であった。</p> <p>フォローアップ調査における建設廃棄物の発生量は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃プラスチック、その他において評価書における発生量を大きく上回った。金属くず、紙くず、混合廃棄物については評価書における発生量を下回った。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、その他は地中障害物の処理、廃プラスチックは一般的な建物に比べて間仕切りが多く、設備機器等も多いことから、それらの梱包・輸送資材に伴い、評価書における発生量を上回ったものと考えられる。</p> <p>なお、コンクリート塊は破碎後、再生路盤材等、アスファルト・コンクリート塊は再生路盤材等、ガラスくず・陶磁器くずはガラス原料や再生砕石・砂等、廃プラスチックは再生プラスチック原料、金属くずは再生金属、木くずは原料チップや燃料チップ、紙くずは製紙原料等、石膏ボードは石膏ボードの原料等、その他がれき類は再生砕石・砂等、廃塩化ビニル管・継手は塩化ビニル管・継手用原料等、混合廃棄物は選別後、品目に応じた製品の原料等に再資源化された。</p> <p>建設廃棄物の再資源化等率は100%であった。</p>
7. エコマテリアル	<p>ア. エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度</p> <p>東京都が実施する建設工事にあたっては、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に基づき、建設資材等の環境物品等（再生クラッシュラン等）の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることにより、エコマテリアルの利用が図られた。品目分類の廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るものうち、スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品（人孔）（使用割合88%）を除いて特別品目の使用割合は100%であった。</p> <p>また、特定建築者制度により実施する工事等においても「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」に基づきエコマテリアルの積極的な使用を行った。</p> <p>以上のことから、予測結果と同様に、エコマテリアルの利用への取組・貢献は図られていると考える。</p>
8. 交通渋滞	<p>ア. 工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度</p> <p>工事用車両の走行に係る交通渋滞については、選手村実施段階環境アセスメントにおいて「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として予測・評価を実施している。選手村実施段階環境アセスメントの予測・評価では、全ての予測地点において評価の指標（交通流の現況）は満足している。</p> <p>また、「選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて」（平成30年12月25日）において、仮設施設に係る計画の更新に伴い、大会時関連工事等に係る工事用車両が加わるが、大会時関連工事等着工後の工事用車両台数（大会時関連工事等及び恒久施設整備の合計台数）は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）において予測・評価を実施した周辺道路断面における工事用車両台数を下回るとしている。</p> <p>フォローアップ調査の結果、工事用車両台数は、大型車、小型車ともに、市街地再開発事業の予測・評価時の工事用車両台数を下回った。断面交通量は、1地点を除き予測結果を下回った。また、断面交通量のうち工事用車両については、全ての地点で予測結果を下回った。</p> <p>以上のことから、「選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて」（平成30年12月25日）における予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。</p> <p>なお、フォローアップ調査では、工事用車両の多くが東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線を利用し、湾岸道路方向へ走行したのと考えられるが、工程会議等で施工計画を検討して工事工程を平準化し、工事用車両の計画的かつ効率的な運行管理に努めた。</p>

表 6.5-1(4) 調査結果の概略

項目	調査結果の概略
9. 公共交通のアクセシビリティ	<p>ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度</p> <p>最寄りの公共交通機関から晴海客船ターミナルへの経路においては、歩道と車道が分離され、工事前からの変化はなく、また、事業の実施に伴い、晴海客船ターミナルへの経路の一部に通行規制が生じたが、代替路の設定や案内看板やインターネットによる通行動線の周知や交通整理員の配置が行われることで、円滑な移動を促し、晴海客船ターミナルへのアクセス経路を確保した。</p> <p>以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考ええる。</p>
10. 交通安全	<p>ア. アクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度</p> <p>最寄りの公共交通機関から晴海客船ターミナルへの経路においては、歩道と車道が分離され、工事前からの変化はなく、また、事業の実施に伴い、晴海客船ターミナルへの経路の一部に通行規制が生じたが、代替路の設定や案内看板やインターネットによる通行動線の周知、道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策や交通整理員の配置を行った。関連車両に対しては速度規制や安全走行について安全教育等で指導したほか、看板での周知を図った。</p> <p>以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考ええる。</p>

6.6 フォローアップの実施者

[実施者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

6.7 その他

6.7.1 東京2020大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施経過

選手村の実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過は、表6.7-1に示すとおりである。

なお、工事中の建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、施設の持続的稼働に伴う温室効果ガス排出量に比べて排出期間、量ともに少ないことから、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス量及びエネルギー使用量についてはフォローアップ調査の対象から除外した（資料編 p.資-33参照）。

また、フォローアップの進捗状況は、表6.7-2に示すとおりである。

表6.7-1 選手村の実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	2014年3月28日
意見を募集した日	2014年3月28日～2014年4月16日
都民の意見	82件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	2014年5月29日
環境影響評価書案が公表された日	2015年3月26日
意見を募集した日	2015年3月26日～2015年5月9日
都民等の意見	1件
評価書案審査意見書が送付された日	2015年10月13日
環境影響評価書が公表された日	2015年12月21日
フォローアップ計画書が公表された日	2016年4月26日
フォローアップ報告書（大会開催前その1）が公表された日	2018年4月5日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

6.7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、 その委託を受けた者の氏名及び住所

[作成者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

[受託者]

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区麴町5-4

表6.7-2 フォローアップの進捗状況

年・月	平成28(2016)年度												平成29(2017)年度												平成30(2018)年度												平成31・令和元(2019)年度												令和2(2020)年度												令和3(2021)年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
工事工程	基礎整備工事		[進捗状況]																																																																							
	恒久施設工事	住宅棟（板状）	[進捗状況]																																																																							
		住宅棟（超高層タワー）	[進捗状況]																																																																							
	大会時間関連工事	商業棟	[進捗状況]																																																																							
		宿泊棟	[進捗状況]																																																																							
大会用仮設施設等工事	選手利便施設（商業棟）	[進捗状況]																																																																								
	選手利便施設	[進捗状況]																																																																								
	運営施設	[進捗状況]																																																																								
フォローアップ調査工程	土壌	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
	生物の生育・生態系	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
	生物・生態系	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
	廃棄物	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
	エコマテリアル	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
	温室効果ガス	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
	エネルギー	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
	移転	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
	交通渋滞	大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
		大会の開催前	[進捗状況]																																																																							
公共交通のアクセシビリティ	大会の開催前	[進捗状況]																																																																								
	大会の開催前	[進捗状況]																																																																								
交通安全	大会の開催前	[進捗状況]																																																																								
	大会の開催前	[進捗状況]																																																																								

オリンピック・パラリンピック

大会開催前報告書(大会開催前その1) 大会開催前報告書(大会開催前その2)

報告書提出時期

凡例 ○：調査時点 ●：継続調査 →：報告

---：継続して調査し、原則として予測した事項及び予測条件の状況の調査終了後に報告するが、必要に応じて継続中にも報告を行う。

